平成２１年（フ）第１５６４７号
東京都文京区白山１丁目14―12
債務者　中野　信子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６４８号
埼玉県行田市大字斎条736
債務者　佐々木和子（旧姓村下）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６５０号
東京都葛飾区西新小岩５丁目19―３―305
債務者　西尾　靖子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６５１号
東京都中野区鷺宮２丁目16―６　コーポ鷺宮１―202
債務者　金田　克子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６５２号
東京都葛飾区東四つ木３丁目30―６
債務者　長谷野たつゑ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６５４号
神奈川県相模原市淵野辺３丁目20―21―203
債務者　石橋　武敏
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６５６号
東京都大田区中央６丁目４－２
債務者　藤川　正志
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６５９号
東京都墨田区文花１丁目28―35―706
債務者　佐藤　久枝
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６６２号
千葉県市川市東菅野３丁目18―４―101
債務者　関谷　　崇
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６６３号
千葉県成田市郷部1215　ソフィテル２号館202
債務者　櫻井剛二郎
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６６５号
東京都昭島市朝日町４丁目８－７―107
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６７２号
岩手県花巻市本館１丁目13―２―216
債務者　伊藤　道行
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６７３号
東京都世田谷区三軒茶屋２―47―10―303、住民票上の住所千葉県柏市南逆井６丁目11―14
債務者　二階堂悦子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６７７号
東京都府中市白糸台２丁目19―５
債務者　井上喜久男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６７８号
東京都府中市白糸台２丁目19―５
債務者　井上エリ子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３号
広島県福山市大門町７丁目18番10号
債務者　中元　正道
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係